

令和3年第7回（7月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和3年7月9日(水)
開会 9時54分 閉会 10時31分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 12名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

賀部 正直	山本 学美
奥家 信弘	奥田 健一
菊 啓治	若山 清敏
山本 幸雄	重吉 信之
太田 克弘	堤 久英
横川 信友	
井上 幸子	

欠席委員の氏名

高橋 初美	高原 孝幸
-------	-------

農地利用最適化推進委員2名出席(定数2名) 井上 福美 堤 實

4. 付議事項

議案

- ・議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第17号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 軍神 宏充、中家 立雄

6. 会議の概要

事務局長	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より令和3年第7回（7月）総会を開催いたします。本日は、高橋委員、高原委員より欠席の連絡をいただいておりますので、推進委員を含め、14名での開催となります。開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年第7回（7月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には井上幸子委員、太田克弘委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第15号の「農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は1件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 ページをご覧ください。（P1 議案朗読）</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請農地：吉富町大字楡生〇〇〇番〇 田 567 m² 楡生〇〇〇番 田 257 m²</p> <p>譲渡人：築上町大字□□〇〇番地 I. N</p> <p>譲受人：北九州市小倉北区□□〇-〇〇-〇〇 K. Y （P2 から P6 説明）</p> <p>この申請の譲受人は、現在所有の農地において耕作を認められない状況であることから、7ページの農地法不許可の要件7項目のうち、(1)の「全部効率利用要件」と(4)の「農作業常時従事要件」に該当するものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>議案第15号について、地元委員の太田委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
太田委員	<p>事務局から説明がありましたが、現在の自作地は耕作されておらず、荒れた状態です。したがって、遠方にお住いのこともあり、今後、今回取得する農地も含め、全ての農地を耕作・管理することができるのか懸念があり</p>

	<p>ます。今後の判断基準にもなる案件になろうかと思えますので、皆さまの十分なお審議をお願いします。</p>
賀部会長	<p>太田委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
若山委員	<p>「将来的に吉富町に帰ってきて農業を行なう」というような意志はあるのですか。</p>
事務局	<p>今ご意見をいただきました「将来的に」という点についてですが、譲受人の方も窓口で「将来的には吉富町に帰ってきて」というお話をされておりました。この「将来的に」という考え方について県の農業会議に問い合わせたところ、「将来的にということであれば、将来、戻ってきたときに申請をすること。“今”耕作するために必要な農地の取得であるため、将来を見込んで許可をすることはできない。」とのことでありました。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第15号についてですが、「承認」「不承認」で、挙手による決を採りたいと思います。</p>
各委員	<p>(承認0名／不承認12名)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第15号は不承認とします。 続きまして、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。(P8議案朗読) 9ページをご覧ください。 申請農地：吉富町大字幸子〇〇〇番〇田 面積 974 m² 幸子〇〇〇番〇田 面積 1,598 m² 譲渡人：中津市〇〇〇 S. K 譲受人：豊前市大字□□〇〇〇〇-〇 M(株) 転用目的：宅地分譲(8区画)、 (その他議案書P9からP17説明) 農地区分については、1種農地ではありますが、集落接続の例外要件に該当し、また代替地の比較検討もされ</p>

	<p>ています。以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>議案第16号について、地元委員の重吉委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
重吉委員	<p>今回の申請では、中央に6m道路をとおす計画となっておりますが、住宅を購入する方の共有持ち分ということになると思いますが、将来的に奥の農地を開発となった場合は、この道路を延長することになると思う。そのときに、道路の使用や通行に関するトラブルが起きないように対策が必要ではないかと思えます。その他、排水等については問題ありません。</p>
事務局長	<p>ただいま委員からご意見をいただきました位置指定道路の件につきましては、確認して、次回の総会でご報告をさせていただきますと思います。</p>
賀部会長	<p>重吉委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思えます。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第16号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第16号について承認することとします。続きまして、議案第17号の「吉富町農用地利用集積計画の承認」について上程します。</p> <p>農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない。とあります。よって、関係委員につきましては、ご退席をお願いします、議決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回、7月15日から開始する利用計画の提出が4件ありましたので、ご審議をお願いします。</p> <p>まず、農業委員以外の利用権設定について、決を採り、次</p>

	<p>に、委員の利用権について決を採ることといたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>18ページをご覧ください。(P18議案朗読) 町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業委員会の承認を得ることとなっています。 今回7月の利用権設定の件数は、新規4件で3,670㎡となっています。(その他P20からP21説明) 以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
賀部会長	<p>ないようでしたら、まず「農業委員以外の利用権設定」につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、「農業委員以外の利用権設定」につきまして、承認することとします。 続きまして、Y.Y委員の利用権設定となりますので、Y.Y委員とY.M委員のお二人は退席をお願いします。 委員退席 それでは、Y.Y委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、Y.Y委員の利用権設定につきまして、承認することとします。委員の入室をお願いします。 議案第17号については、すべて承認されました。 続きまして、報告事項があります。 「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>22ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が3件あります。</p>

	<p>1 件目は、 楡生〇〇〇番〇 田 567 m² 貸し手は築上町□□の I. N さん、借り手は上毛町□□の N. H さんです。令和 2 年 11 月から 3 年間の契約でした。貸し手、I さんの都合による解約で、合意解約成立の日は令和 3 年 5 月 26 日、今回の 3 条申請に伴う合意解約です。</p> <p>2 件目は、 幸子〇〇〇番〇 田 974 m² 幸子〇〇〇番〇 田 1,598 m² 貸し手は中津市の S. K さん、借り手は上毛町□□の N. H さんです。令和 2 年 6 月から 3 年間の契約でした。貸し手、S さんの都合による解約で、合意解約成立の日は、令和 3 年 6 月 25 日、今回の 5 条申請に伴う合意解約です。</p> <p>3 件目は、 鈴熊〇番〇 田 1,886 m² 鈴熊〇番〇 田 119 m² 鈴熊〇番〇 田 50 m² 鈴熊〇番〇 田 150 m² 鈴熊〇番〇 田 94 m² 貸し手は鈴熊〇〇-〇の K. N さん、借り手は鈴熊〇〇〇-〇の O. H さんです。平成 29 年 6 月から 6 年間の契約でした。貸し手、K さんの都合による解約で、合意解約成立の日は、令和 3 年 6 月 25 日です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
賀部会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑等なし)
賀部会長	次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。
各委員	(質疑等なし)
賀部会長	ないようでしたら、事務局から何かありますか。

事務局	<p>その他として、事務局からご連絡いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・農作業中の死亡事故について・ケイトウ説明会（25日（日）、9:30～、フォーユー会館2階研修室）の周知依頼について <p>事務局からは以上です。</p>
賀部会長	<p>それでは、以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>年間計画どおり8月11日（水）10:00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館2階研修室です。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
賀部会長	<p>それでは、次回は8月11日（水）10:00からとします。これもちまして、令和3年第7回（7月）総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時31分 閉会</p>